

登別市火災予防条例の一部が改正されました。 改正の概要は以下のとおりです。

【改正概要】

「危険物の規制に関する政令」の一部が改正され、今まで非危険物であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物（以下「過炭酸ナトリウム」といいます。）が、消防法上の第1類の危険物に追加されました。

これにより、平成24年7月1日以降、指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、登別市火災予防条例（以下「条例」といいます。）に基づく規制が適用されることになるため、これらに係る経過措置を条例の附則に設けました。

この条例は、平成24年7月1日から施行します。

「危険物の規制に関する政令」に係る経過措置については、お問い合わせください。



【経過措置】

1. 危険物を取り扱う配管の基準については、強度や構造、数量等の一定条件を満たす場合には、適用しないこと。
2. 危険物を収納する内装容器等への表示義務については、平成25年12月31日まで適用しないこと。
3. 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所等の位置、構造及び設備の技術上の基準については、平成25年6月30日まで適用しないこと。
4. 新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までに登別市消防長に届け出ること。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは？

一般的には、「過炭酸ナトリウム」、「過炭酸ソーダ」と呼ばれています。

性状は、無色の結晶又は白色の粉末です。

不燃性の物質ですが、他の物質を強く酸化させる性質を有する物質で、加熱、衝撃、摩擦などによって分解して、酸素を放出するため、周囲の可燃物の燃焼を著しく促します。

これらを主成分とする製品は、酸素系漂白剤などとしてスーパーやホームセンターなどで一般的に販売され幅広く利用されています。

次のような製品に用いられています。

★ 衣料用漂白剤 ★ 除菌剤 ★ パイプクリーナー ★ 洗濯槽クリーナー

（同じ用途の製品でも、過炭酸ナトリウムを主成分とするものとしません。）

【規 制】

過炭酸ナトリウムを貯蔵又は取扱う場合は、その数量により、消防法若しくは条例に定める基準に従わなければなりません。

過炭酸ナトリウムは、性質の違いによって規制を受ける基準となる指定数量が異なります。

指定数量とは、危険物の物質によって性質がそれぞれ異なり危険性に差があるため、その危険性を勘案して、危険物の規制に関する政令で、その品目ごとに一定の数量が定められています。この数量を「**指定数量**」といいます。指定数量の少ないものほど危険性が高く設定されています。

類	性質	指定数量	規 制	
			条例に基づく届出が必要 (指定数量の5分の1以上 指定数量未満)	消防法に基づく登別市長 の許可が必要 (指定数量以上)
第1類	第1種 酸化性固体	50 kg	10kg 以上 50kg 未満貯蔵又は取扱う場合	50 kg以上貯蔵又は取扱う場合
	第2種 酸化性固体	300 kg	60kg 以上 300kg 未満貯蔵又は取扱う場合	300 kg以上貯蔵又は取扱う場合
	第3種 酸化性固体	1,000 kg	200kg 以上 1,000kg 未満貯蔵又は取扱う場合	1,000 kg以上貯蔵又は取扱う場合



たとえば、第1種酸化性固体に該当する場合は、指定数量が50kgですので、貯蔵又は取扱う量が50kg以上の場合は、消防法に基づき、登別市長の許可を受け法令基準に適合しなければなりません。

また、5分の1は10kgですので、10kg以上50kg未満は、登別市消防長に届出て条例に定める基準に適合しなければなりません。

なお、届出等の手続きを必要としない、5分の1の10kg未満を貯蔵又は取扱う場合でも、火災予防条例に規定する位置、構造及び設備の基準等に従わなければなりません。

【危険物に該当するかの確認方法について】

危険物を入れる容器には、消防法令により、容器の外部に品名、化学名、危険等級、数量、注意事項を表示することが義務付けられていますので、表示で確認することができます。

なお、表示には、平成25年12月31日までの間の経過措置がありますので、施行日以降、すぐに容器への表示が行われない可能性がありますので、表示を確認しても記載されていないときや、わからないときは、製造メーカーや輸入元などに確認する必要があります。

《容器への表示例》

品 名	酸素系漂白剤
化 学 名	過炭酸ナトリウム（第一類：第三種酸化性固体） （危険等級Ⅲ）
数 量	500グラム
用 途	衣類用漂白剤
注意事項	火気・衝撃注意 可燃物接触注意



お問い合わせは、
消防本部総務グループ予防担当へ
電話85-9611